

豊崎中学校いじめ防止基本方針

八戸市立豊崎中学校

1 はじめに

現在、「いじめ」に関しては、悪口やものを隠すこと、からかいや冷やかしの他、インターネットを通しての他人に対する誹謗・中傷、人に対する暴力行為、物損行為など多様なケースが考えられる。また、学校だけでは対処が困難な場合も増加している。そのため、生徒間の人間関係が崩れ不登校になったり、自分の命を絶ってしまう生徒もいるのが現状である。

本校では、「いじめは、どの学校にもどの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という認識にたち、本校生徒が明るく楽しい充実した学校生活を送ることができ、いじめのない学校づくりをすすめるために「豊崎中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 「いじめ」とは

「いじめ」とは。本校に在籍している生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

(いじめ防止対策推進法第2条を参照)

この考えに基づき、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはいじめる側が悪い」という認識で対応する。また、「いじめ」を訴えてきた生徒の主張を受け止め、生徒を守るという立場に立って対応する。

3 校内体制について

- ・本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を行うための組織を置く。(別紙1)
- ・校務分掌に「いじめ問題対策委員会」を設置し、構成は校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、副担任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。
- ・「いじめ問題対策委員会」の役割として、学校における「いじめ」の未然防止・早期発見・早期解決に関することや、いじめ防止に対する啓蒙等に関することを行う。また、スクールカウンセラー、巡回指導員との教育相談体制を充実させ、いじめ防止に努める。
- ・いじめの相談があった場合には、学級担任を加え、事実関係を把握し、関係生徒・保護者への対応等について協議する。
- ・いじめの情報に関する情報については、個人情報の取り扱いを考慮する。また、学校職員が情報を共有し再発防止に努める。

4 いじめの予防

〈生徒に対して〉

- ・生徒がコミュニケーション能力を育み、お互いに認め合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ・ルールを守り、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。
- ・思いやりの心を持ち、命を大切にしていくことを道徳や学級活動の時間を通して指導する。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒がもてるように、日々の活動を通して指導する。
- ・「わかる」授業を行い、基礎・基本の定着を図るとともに、達成感や成就感を味わえるような指導を行う。
- ・インターネット使用に関わる情報モラル教育を充実させ、特定生徒の個人情報掲載や誹謗中傷の書き込み等の指導、または講話等を実施する。

〈保護者・地域に対して〉

- ・生徒の変化に気づいたら、学校に相談していただけるように周知する。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便りや地域連携協議会等を通して周知する。

5 いじめの早期発見

- ・生徒の些細な変化や兆候に気づくように教師の観察力を高める。
- ・生徒の様子を多くの教員で見守り、日頃から気づいたことを共有していく。
- ・積極的に声をかけ、日頃からの信頼関係を高め、生徒に安心感をもたせる。
- ・定期的なアンケート調査（5月、11月、2月）
- ・教育相談の実施（5月、6月、9月、11月、2月の計5回）
- ・スクールカウンセラーによる全生徒へのカウンセリングの実施
- ・学級の生徒の様々な情報交換の場を職員会議に位置づける。

6 いじめへの対応

〈いじめられている生徒に対して〉

- ・いじめを受けた生徒、またはいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・生徒の気持ちを共感的に理解して心配を取り除き、心のケアを継続的に行う。

〈いじめている生徒に対して〉

- ・いじめたとされる生徒に対して事情を確認の上での適切な指導を行う。
- ・教師は、いじめは決して許されないという立場にたち、いじめられている生徒の心の痛み理解させ、過ちを繰り返さないように指導を行う。

〈関係集団への対応〉

- ・当事者だけでなく、何らかの形で事案に関わった生徒には行動の振り返りをさせ、望

ましい集団を形成していけるように指導する。

〈保護者への対応〉

- ・事実関係を丁寧に説明し、学校側が指導したことに関して理解をしていただく。
- ・「いじめられた生徒」に関しては、学校は生徒を全力で守り、支援を惜しまない。
- ・「いじめた生徒」に関しては、生徒の変容のために保護者の協力を仰ぐ。

〈外部機関に対して〉

- ・「いじめ」が学校だけで解決が困難な場合には、教育委員会、警察、児童相談所や医療機関等への連絡・相談を速やかに行う。

7 ネットいじめへの対応

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめである。

〈ネットいじめの予防〉

- ・生徒に対しては、情報に関する授業や講話を通して情報モラル教育の充実を図る。
- ・保護者に対しては、学校だよりや参観日等を通して情報を発信していく。

〈ネットいじめの対処〉

- ・書き込みや掲載で被害を受けた生徒、または閲覧者の情報から状況を確認し、管理者への確認や削除依頼を行い、場合によっては警察の関係機関に相談する。書き込みや掲載に対して、犯罪行為であることを認識させ、保護者への協力を仰いで再発防止に努める。

8 重大事態への対応

- ・以下の事態が発生した場合に、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、組織（別紙2）を置き、質問票の使用その他の適切な方法により重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（いじめ防止対策推進法第28条①参照）

○いじめにより在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

○いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

9 評価

学校評価において、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員からの調査を行い、その結果について検討し、次年度への取り組みに生かす。